

循環型経済システムの高度化に向けて

15のアクションプラン

平成14年2月

産業構造審議会 環境部会
廃棄物・リサイクル小委員会
企画ワーキンググループ

課題の所在

ルールの整備

○世界最高水準の廃棄物・リサイクル関連法体系の整備

3Rの取組

○リデュース・リユース・リサイクルの「3R」の取組の本格化

- ・資源有効利用促進法(69品目・10業種、一般廃棄物量・産業廃棄物量の約5割をカバー)
- ・産構審リサイクルガイドライン(35品目・18業種、一般廃棄物量の約6割・産業廃棄物量の約5割をカバー)

迷い・疑問・不満

役割分担に関する不満
資源有用性や処理困難性の高い製品の取組漏れの懸念
LCA・経済性の観点からのリサイクル手法の妥当性に関する疑問
事業者が拡大生産者責任(EPR)を果たす上での制度的障害
再生資源・中古品の輸出や輸入品の増大

○循環型経済システムの高度化が喫緊の課題

基本的考え方

理念

- 対話によるビジョンの共有（コミュニケーション）と共同の取組（パートナーシップ）
- 社会全体の費用の最小化（経済性）と便益（環境負荷の低減）の最大化
- 国際的な動向を視野に入れた循環システムの構築

目標

- ①環境と経済が両立した循環型経済システムの構築
- ②環境対応力による我が国産業の国際競争力の維持・向上
- ③循環分野での国際貢献

アクションプラン1：取組対象の拡大

①「EPR・役割分担論」の再確認

→ 循環社会形成推進基本計画への反映。

②資源有用性・処理困難性の観点からの取組対象の洗い直し

→ 稀少性資源や、有害性・処理困難性物質に着目し対象拡大(各種リサイクル法、産構審リサイクルガイドライン等)。

有害物質削減の産構審リサイクルガイドラインへの盛り込み

→ 水銀、鉛、カドミウム等の有害物質の削減を上流段階で対応。

④ケミカルリサイクル・サーマルリサイクルの適切な推進

→ LCA、安全性、経済性の観点から総合的に評価、一定水準以上のケミカルリサイクルやサーマルリサイクルを適切に推進(各種リサイクル法の運用等)。

⑤廃棄物処理法の見直し

→ 事業者によるリサイクルを促進する観点からの適切な見直し(総合規制改革会議、中央環境審議会等)。

⑥地方自治体の廃棄物処理行政の改革

→ ごみ有料化の一層の導入、処理費用も含めた情報公開、EPRの導入による処理費用の減少分の還元・活用方法の議論。

アクションプラン2：取組の実効性向上

⑦製品アセスメント手法の高度化、(国際)規格化

→ 定性的な評価基準・方法を更に充実し、可能な限り定量的な評価基準・方法を盛り込んだガイドライン化、可能な限り規格化(JI S等)、3R配慮設計を推進。

⑧環境ラベル等の活用による情報提供

→ ISOの環境ラベル、JISマーク制度等の活用、消費者に対して分かりやすい情報提供方法の確立。

⑨3Rの取組のグリーン購入法への位置づけ

→ 上流対応(3R配慮設計等)や下流対応(回収・リサイクル等)をグリーン購入法の判断基準化。

⑩リサイクル率等の数値目標のガイドラインの策定

→ 「リサイクル率」等の資源循環指標をガイドライン化(指標の定義、算定方法、指標の確認の方法等)。

⑪回収率(量)の目標化

→ リサイクル率や回収率等の数値指標を目標化、段階的対応の促進。

アクションプラン3：国際的側面への対応

⑫再生資源・中古品の国際フローの把握、国際マーケットの整備

アジア諸国等での循環型経済システム構築への協力

→ グリーンエイドプラン等の経済・技術協力の活用、日系企業等のアジア諸国での循環型システム対応を支援。

⑭輸入品に対する3R配慮設計の義務づけ

→ 輸入販売業者に3R配慮設計を義務づけ(資源有効利用促進法)、WTOルールとの整合性に配慮。

アクションプラン4：循環ビジネスの振興

⑮循環ビジネスの振興のあり方の検討

→ 高度な循環型経済システムを支えるリサイクル産業等の循環ビジネスの振興のあり方について、産業構造審議会循環ビジネスWGにおいて検討中。

今後、1～2年程度の期間内にアクションプランに取り組み、その進捗状況を定期的に産業構造審議会に報告